

岐阜県福祉サービス第三者評価事業評価結果表

平成31年4月1日改正
(平成31年4月1日適用)

三者評価機関名

NPO 法人ナルク岐阜福祉調査センター

②施設・事業所情報

名称： 岐阜地域児童発達支援センターポッポの家	種別：児童発達支援センター	
園長： 岩田和彦	利用者数：24人（43人）	
組合管理者：岐阜市長 柴橋正直	1日平均 利用者数 10.2人（令和6年6月）	
所在地：岐阜市長良2丁目140番地		
TEL：058-294-5757	FAX：058-294-6003	
メールアドレス：popponoie-nagara1278@rose.ocn.ne.jp		
ホームページ：http://gifu-popponoie.jimdofree.com/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日:昭和52年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：岐阜市地域児童発達支援センター組合		
職員数	常勤職員： 13名	非常勤職員 1名
専門職員	施設管理者 1名	
	医師 1名	医師 3名
	児童発達支援管理責任者 1名	
	理学療法士 3名	
	作業療法士 1名	
	言語聴覚士 1名	
	児童指導員 保育士 2名	
	看護師 1名	
	事務員 1名	
	調理員 1名	
施設・設備 の概要	理学療法室 1	作業療法室 1
	保育室 2	感覚統合療法室 1
	診察室 1	調理室 1
	言語聴覚療法室 1	相談室 1

③理念・基本方針（※転載）

●理念

- 1 肢体に障害を持つ乳幼児に対し、広域的な地域ニーズに応え、一人ひとりの心身の発達や障害の状態に応じたきめ細やかな発達支援を行います。
- 2 人間愛を根底にもち、心の通い合う人間関係を大切にして、子どもの内面を豊かにし、自立に向けての意欲や態度を育てます。
- 3 家族とともに発達支援を行うことにより、障害を持つ子の家族を支援し、障害を受容して子どもの能力を引き出し、社会参加できる力を育てます。
- 4 地域社会の一員として、地域の人々やボランティアと連携し、社会資源を積極的に活用して将来を見つめた発達支援を行います。

●基本方針

利用児が日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。また、利用児への発達支援とその保護者への子育て支援を行うとともに、その専門的な知識、機能等を広く地域の障がいを持つ乳幼児に開放し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、組合加入市町の障がい児療育システムの充実に努めます。

④施設・事業所の特徴的な取組（※評価機関において記入）

●立地・環境

・岐阜地域児童発達支援センターポッポの家は、岐阜市の北東部に位置する。南は清流長良川に近く、北は百々ヶ峰の樹林が広がり、自然豊かな美しい景観に恵まれた地域にある。施設に隣接して、「北保健センター」、「長良医療センター」、「岐阜市立恵光学園」、「岐阜県立長良特別支援学校」があり、「岐阜県立長良高等学校」、「岐阜市立東長良中学校」、「岐阜市立長良東小学校」の学校群、緑地拠点として良く整備され「長良公園」も近い。また、施設すぐ近くの岐阜環状線の沿道には、大型商業施設、沿道サービス商業店が並び、交通至便の地域でもある。

・ポッポの家は、昭和40年（1965年）4月、国立療養所長良病院内に岐阜県で初めての肢体不自由児に対する通園療育の場として開設された外来訓練室「整肢センター・ポッポの家」を前身とする。その後、長良病院の機構改革により、外来訓練室が廃止

されることになった。しかし、どんな障害の重い子でも、療育を受けることができる施設を、という当時の保護者の強い願いと活動により、昭和52年（1977年）、岐阜市をはじめその周辺の5市13町2村により、組合立の肢体不自由児母子通園施設として開設された。そして、平成24年（2012年）4月の児童福祉法の改正により、医療型児童発達支援センターとなった。

・令和6年4月の児童福祉法の法改正では、児童発達支援センターの累計（福祉型・医療型）の一元化を行うことにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにすることをさらに進めることになった。

・令和4年4月から園舎は北保健センター内に移転した。園舎は鉄筋コンクリート造3階建ての1階部分で、ポッポの家の専用部分は452.71㎡である。

・組合立の施設であり、岐阜市、関市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、松町、北方町から昨年度は延べ765人が通園している。今年度6月現在の契約児童数は0歳児から6歳児まで合計48人である。1日平均施設利用児童数は10.2人であった。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年6月1日（契約日）～ 令和6年11月26日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	5回（令和3年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

●親子通園・集団保育・単独保育

・親子通園 肢体不自由や運動発達に遅れのある子どもたちが、保護者とともに通って療育を行う親子通園である。

・集団保育では、子どもの発達の応じた遊びを通して情緒を豊かにし、社会性を育み、基本的な生活習慣を獲得できるよう、また親子で一緒に遊ぶことで親子関係を深める

・単独保育（親子分離）も行われ、年長児は、就学に向けて保護者と離れて、職員や友達と過ごす保育も行っている。

●リハビリテーション

・保育を基盤とした育児を支援し、実際の生活につなげるため、子ども一人ひとりの発達段階、障害の状況、生活の実態を把握し、その発達に合った保育が行われている。

・専任の理学療法士による指導・訓練・支援（理学療法）

・専任の作業療法士による指導・訓練・支援（作業療法）

・専任の言語聴覚士による指導・訓練・支援

●水泳療育

・小児科医の許可がある子どもに対しては水泳療育が実施される。

・水泳療育により

①全身の筋力のコントロールを促す。

②リラクゼーションを促す。

③呼吸機能を改善する。

④水中で運動することにより、新しい運動経験を得る、

⑤皮膚鍛錬により、健康を増進する。

⑥精神面の発達を促進する。などの効果が期待される。

●診療サービス

・園内に診療所（小児科）が併設されており、小児科医師が常駐し、園児の診察や医学的助言を行うほか、外来の診察も受付けている。

●ケース会議

・ケース会議は毎週水曜日、全職員が参加し実施されている。

・ケース会議には「アセスメント表」「保護者面談記録票」「利用者モニタリング面談記録」「幼稚園・保育所モニタリング記録」「現状確認シート」を共有し「個別支援計画」に繋げている。

●充実したホームページ

・平成29年に改正したホームページは、見やすく情報公開が適切に行われている。

●安心・安全のための取組

・毎日、支援開始前には職員が、園内の施設や備品などの清掃・殺菌を行っている。
・施設は新しく、バリアフリーで明るく清潔感にあふれているが、それでも事故を未然に防ぐためのヒヤリハット収集も継続し実施され、記録されている。

●保護者のティータイム

・毎日給食が終わった後、契約児を職員が預かり、その間、保護者同士が自由に話し合い、リフレッシュできるよう保護者のティータイムが設けられている。

●自己評価

・第三者評価は、3年ごとに受審しており、今回の受審は5度目であり、福祉サービスの質の向上への取組は高く評価できる。
・児童発達支援ガイドラインに基づく「事務所職員向け自己評価」保護者向け児童発達支援評価」のいずれも今年度も実施され公表されている。

●ポッポの家移転整備

・新施設により①医療ケア体制の拡充（第2診察室・心理室・観察室・スヌーズレンコーナーの設置）、②家族支援機能の充実（子どもの同伴可能な相談室・ファミリールームの設置及び公認心理士の配置）、③安全で利用しやすい施設への整備、④北市民健康センターや長良幼児支援教室との連携等、新たな機能が加わることになった。

●保護者満足度のアンケート

・今回の調査に際し、当調査センターは26人の保護者に19項目のアンケート調査を行った。駐車場については、若干の意見・要望が寄せられていたが、他の項目では満足度が非常に高く、保護者が施設・職員を信頼して通園していることが十分うかがうことができた。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

障害福祉サービス等公開制度による情報公開に加え、園独自に保護者からの事業所評価、要望アンケートを実施しており、アンケートの結果については、日常業務の中から組み取ることが出来ない貴重なご意見も頂いており、職員会議等において全職員間で共有するとともに、分析を行い業務の向上に生かしております。

これらに加え、3年に1回実施しています第三者評価機関から頂きました第三者評価結果を踏まえ、当園が実施しております療育、訓練等福祉サービスの質の向上をさらに目指して実施してまいりたいと考えております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。